

協力隊員の皆様

2025 年 2 月 28 日

国際協力調達部 調達経理課
青年海外協力隊事務局 海外業務第一課・第二課

「給与所得の源泉徴収票」の電子交付に関して

所得税の源泉徴収の対象となる手当（※）を支給した協力隊員に対し、これまで「給与所得の源泉徴収票」を書面で発行し、郵送する方法で交付しておりましたが、令和 7 年（2025 年）の源泉徴収対象分から、原則電子交付に変更し、ご登録頂きましたメールアドレス宛に電子メールで送付致します。

【源泉徴収の対象となる手当】

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払われる各種手当が源泉の対象です。

- ・派遣前訓練中国内手当
- ・派遣前待機手当・派遣前国内手当
- ・派遣中国内手当（短期及び自己啓発休業の公務員のみ）
- ・現職参加促進費（自己啓発休業（無給）の公務員で個人払がある人のみ）

やむを得ない事情により郵送での源泉徴収票等の発行を希望される方は、電子交付を受領後、以下の国際協力調達部調達経理課（手当支給班）までご連絡下さい。

【問い合わせ先】

JICA 国際協力調達部調達経理課（手当支給班）

E-mail : outs3_hoten@jica.go.jp

メールには以下内容を記載ください。

件名：海外協力隊源泉徴収票について

本文：書面での発行を希望します。

：派遣国、隊次、隊員番号、氏名